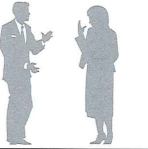


JBN REPORT

特集：ゼロエネルギー住宅の普及促進

2015年8月号 -Vol. 11



2020年“新築の過半数”をゼロエネ住宅に 経産省・総合資源エネ調査会省エネ小委がとりまとめ

経済産業省・総合資源エネルギー調査会の省エネルギー小委員会は、このほど、ゼロエネルギー住宅（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス＝ZEH）の普及目標として「2020年に大手ハウスメーカー・工務店等が新設する住宅の過半数がZEHとなることを目指し、施策を検討する」ことを、とりまとめに盛り込みました。政府は「2020年までに標準的な新築住宅でZEHを実現」「2030年までに新築住宅の平均でZEHを実現」とする目標を掲げています。同小委に設置されているロードマップ検討委員会では、2020年、2030年の目標実現に向けた具体策を提示しています。

同小委が昨年12月にまとめた中間的整理では、「ZEHは大手ハウスメーカーを中心に普及が進められ、ZEHの標準化に向けた取り組みが進められている」などと分析し、「2020年に大手ハウスメーカーが新設する住宅の過半数がZEHとなることを目指し、施策を検討すべきである」と、大手ハウスメーカーを中心とした取り組みを提言していました。

ZEH委員会

2020年までに標準的な新築住宅をZEH化するという政策目標に向けて、JBNでは、ZEH委員会を設置し、基礎知識から、ZEHが注目されている社会的な背景、最新技術について対応していきます。

委員長：エコワークス株式会社 小山貴史



- 内容：1.改正省エネ基準の概要と外皮の計算方法（基準の改正点、外皮基準や計算方法などの事項を解説）
2.外皮の仕様基準（断熱等性能等級4）（外皮の仕様基準について解説）
3.一次エネルギー消費量の計算方法（一次エネルギー消費量の計算方法について解説）

④長期優良住宅リフォーム化事業講習会

この事業に取り組むための技術的なポイントとお客様への伝え方を中心に、事例を挙げながらセミナーを開催いたします。

セミナーでは、長期優良住宅リフォーム化工事の「特定性能向上工事」の具体的な内容に触れながら、今後さらに注目される同事業を分かりやすく解説。

開催地	日程	会場	定員
名古屋	9月7日(月)	オフィスパーク名駅プレミアホール 403AB 愛知県名古屋市中村区名駅4-5-27 大一名駅ビル	60名
大阪	9月8日(火)	大阪市立淀川区民センター 第1会議室 大阪府大阪市淀川区野中2-1-5	60名
広島	9月10日(木)	広島県立広島産業会館 本館：会議室 広島県広島市南区比治山本町12-18	60名
福岡	9月11日(金)	福岡国際会議場 小会議室402+403 福岡県福岡市博多区石城町2-1	60名
東京	9月14日(月)	東京八重洲ホール 301会議室 東京都中央区日本橋3-4-13	60名
仙台	9月18日(金)	協同組合仙台卸商センター「卸町会館」 4F 中ホール 宮城県仙台市若林区卸町2-15-2	60名

時間：全会場 13:30～16:45（受付13:10～）

- 内容：1.劣化対策・耐震性・省エネ性・維持管理に関する認定（適合）評価基準について
2.インスペクション・居住環境・面積基準・維持保全計画について
3.取り組み事例 交付申請について

受講料：無料

⑤既存住宅現況検査技術者講習

10月以降～

⑥国産材を利用したマンションリノベーション研修会

10月以降～

⑦JBN 大工育成研修

10月～来年2月

開催府県：静岡・富山・岐阜・京都・兵庫・愛媛・福岡・長崎・鹿児島



この冊子は環境にやさしいFSC®森林認証紙を使用しています。

平成27年度下半期 JBN 講習会等の事業について

①ハウジングライフプランナー (HLP) 資格取得講習会

JBNでは、会員が大手ハウスメーカーと同じ立場でマイホーム借上げ制度を利用できるよう「一般社団法人移住・住みかえ支援機構 (JTI)」と協賛し、JBNが推奨します「移住・住みかえ支援適合住宅」を取り扱うことにより、通常50才以上の方を対象としている「マイホーム借上げ制度」の年齢制限をなくすことが可能になります。

大手ハウスメーカーだけではなく、現在「移住・住みかえ支援適合住宅」を取り扱っていない工務店等との差別化になり、さらに新築住宅だけではなく、既存住宅についても「JBN既存適合住宅」として取り扱うことが可能です。この制度を取り扱う資格がハウジングライフプランナー (HLP) になります。

日程：9月3日(木) 定員：30名

会場：福岡会場

福岡県中小企業振興センター 303号室

住所：福岡市博多区吉塚本町9-15 交通：JR吉塚駅より徒歩1分

②増改築相談員新規・更新研修会

10月～来年2月開催予定

増改築相談員制度とは

住宅建築の現場に10年以上携わり（単なる営業を除く）、登録機関の登録条件を満たし、所定のカリキュラムの研修会を受講、考査に合格した方が登録できる制度です。

登録機関：公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター

③改正省エネ基準 基礎/演習セミナー

随時開催

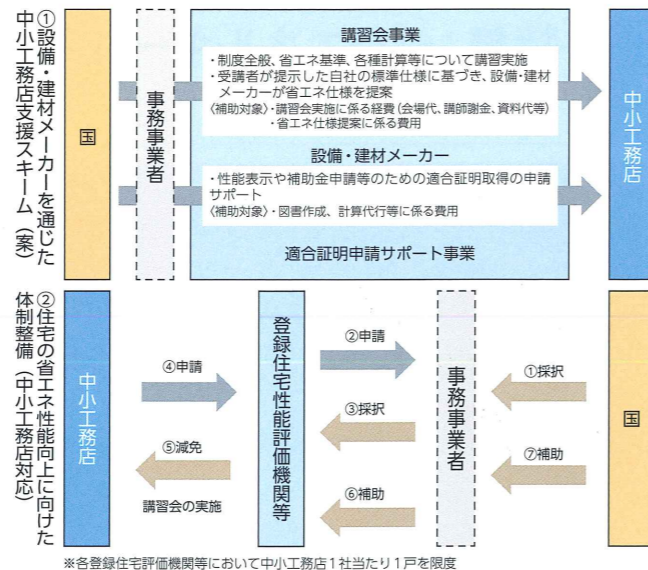
今年度より完全施行された改正省エネ基準を住宅金融支援機構の職員が分かりやすく説明。

中小工務店 (年間20戸未満) の支援策検討 設備・建材メーカー、評価機関等を通じて実施

新築住宅への省エネルギー基準適合を2020年までに義務化する環境整備として、国土交通省では、年間着工棟数20戸未満の中小工務店に対して、設備・建材メーカーを介した講習会事業や適合証明申請サポート事業による支援策を検討しています。

例えば、設備・建材メーカーが開く講習会において、受講した中小工務店が自社の標準仕様を提示。この仕様に基づき、設備・建材メーカーが省エネ仕様を提案します。この仕様を活用した適合証明申請をサポートする事業が想定されています。国は事務事業者を通じて設備・建材メーカーが開く講習会の経費や申請代行費用等を補助します。

また、登録住宅性能評価機関等を介した適合性評価支援事業や講習会事業による支援策も検討しています。登録住宅性能評価機関等が、年間着工棟数20戸未満の中小工務店の申請に関する支援(手数料減免等)について計画を立て、事務事業者に申請。この計画に基づいて減額した分は国が事務事業者を通じて補助することが検討されています。



※各登録住宅性能評価機関等において中小工務店1社当たり1戸を限度

大規模非住宅建築の新築時の省エネ基準適合義務化へ新法成立 住宅義務化に向け工務店支援の拡充など附帯決議

国は新築建築物への省エネ基準適合義務化を段階的に進め2020年までに新築住宅への適合を義務化する計画ですが、その第一段階となる「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物エネルギー消費性能向上法)が7月1日の参議院本会議で可決、成立しました。政令で定める規模以上の大規模非住宅建築物(特定建築物)に省エネ基準への適合を義務付けるもので、同法に対しては新築住宅への義務化に向けて附帯決議がつけられました。

決議は、戸建住宅などの小規模建築物への義務化に向けてマ手続の一層の簡素化▽中小工務店・大工の技術力向上支援の拡充▽省エネ基準の定期的な見直し▽基準強化の時期・内容等の明確化▽設計者に対し建築主へのエネルギー消費性能の適切な説明を促す▽住宅の断熱性能向上が居住者の健康の維持・増進や生活の質の向上に資することについての実態調査と結果の公表——などを求めています。

同法は公布から1年以内に全面施行されます。

「ものづくりマイスター」が人気 期待される若年技能者の育成・確保

若者の「ものづくり離れ」や「技能離れ」対策の一環として、厚生労働省は平成25年度から「ものづくりマイスター」制度を設け、相当の技能・経験を有する「ものづくりマイスター」(以下マイスター)が、若年技能者や高校生に実技指導したり、小・中学校で体験教室を開くといった事業を推進しています。マイスターの昨年度の認定者数は2448人で目標を1028人も上回っています。マイスターの認定状況を見ると、建設業系職種では建築大工が最も多い職種です。昨年度の活動実績は、マイスターの認定者数や実技指導などの活動とも、目標を大きく上回るほど人気が高まっていることから、厚労省は活動をさらに拡充。子どもの頃からものづくりへの興味・関心を育てて裾野を広げるとともに、若年技能者の育成・確保につなげていく考えです。

活動日数の「人日」は、例えばマイスター1人が訓練生3人に対して10日間訓練した場合30人日と計算します。昨年度の建築関係の実技指導等は1265件(2万7297人日)で、工業

高校・各種学校が802件・1万7973人日、企業・業界団体が395件・6397人日、職業能力開発施設が68件・2927人日でした。

本年度は学校等での活動を「目指せマイスター」プロジェクトと名付け、文部科学省とも連携。小・中学、高校へのマイスター派遣のほか、事業所・訓練施設の見学、教職員への事前指導、保護者への講話など総合的に展開する予定。工業高校等での実技指導では、技能大会の課題や技能検定試験の実技試験課題なども活用する計画です。

認定者数が多い職種

建設業系職種	
職種名	人数(延べ)
建築大工	485人
造園	373人
建築板金	275人
塗装	245人
左官	239人
畳製作	238人
かわらぶき	144人
配管	127人
とび	113人
内装仕上げ施工	96人

(平成26年度)

高齢者、障がい者、子育て世帯に賃貸改修補助 改修上限50万円/戸、用途変更には100万円/戸

国土交通省は、「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」の対象住宅の募集を開始しました。空き家等を活用し、高齢者、障がい者、子育て世帯を入居者とした一定の質が確保された賃貸住宅を、居住支援協会との連携や適切な管理の下で供給する事業です。補助率は3分の1で、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して1戸当たり50万円、他用途から賃貸住宅に用途変更する場合は1戸当たり100万円が上限。募集期間は来年1月29日まで。

補助対象物件は▽床面積25㎡以上▽住宅設備の設置▽耐震基準適合▽一定のバリアフリー化▽一定の所得以下の住宅確保

要配慮者で住宅に困窮している世帯が入居対象▽家賃(月)8万4700円に立地係数を乗じた額▽管理期間10年間以上▽住宅情報の登録▽居住支援協会が情報提供等を行う地域であること——などを満たすことが必要です。補助対象工事は、バリアフリー改修工事、耐震改修工事、用途変更工事、各居住支援協会が認める工事など。

詳しくは同事業実施支援室

TEL: 03・6214・5806

URL: <http://www.anshin-kyoju.jp/>

(募集要領や応募申請書の様式等を掲載)

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の概要

平成27年度
国庫補助事業

本事業は、高齢者、障がい者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協会との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援するものです。

補助の要件

補助対象となる物件は、次の全ての要件を満たすことが必要です。
(事業後に要件を満たすのであれば、戸建の持家や事務所等の賃貸住宅以外の物件も対象。)

住宅要件	○住戸の床面積は原則として25㎡以上 ○住宅設備を有すること(台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室) ○現行の耐震基準に適合していること ○一定のバリアフリー化*がなされていること ※2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消、車いすで通行可能な廊下幅の確保のいずれかに対応。
入居対象者	○一定の所得以下*1の高齢者世帯、障がい者等世帯、子育て世帯であって、現に住宅に困窮*2している世帯 ※1 居住支援協会毎の具体的な収入基準は、本事業のホームページで確認してください。(大半の居住支援協会において、月額収入21.4万円以下となっています。) ※2 従前居住地が持家でない者であること。
上限月額家賃	○84,700円に市区町村毎の立地係数を乗じた額* (例:札幌市85,000円、江東区94,000円、大阪市106,000円) ※市区町村毎の上限月額家賃は、本事業のホームページで確認してください。
管理期間	○事業完了後10年間以上
住宅情報の登録	○居住支援協会に対し対象住戸に係る情報を登録すること
対象地域	○居住支援協会が対象住宅の登録や情報提供等を行う地域* ※具体的な地域は、本事業のホームページで確認してください。

補助額

○補助対象工事

バリアフリー改修工事	○手すりの設置、段差の解消、廊下幅等の拡張、浴室の改良、便所の改良等に係る工事
耐震改修工事	○現行の耐震基準に適合させるために必要な改修工事
用途変更工事	○戸建の持家や事務所等の賃貸住宅以外の用途の建物を賃貸住宅に用途変更するために必要な改修工事(設備の設置・改良工事等)
居住支援協会が認める工事	○入居対象者の居住の安定の確保を図るため居住支援協会が必要と認める改修工事 間取りの変更に係る工事、設備の設置・改良工事、遮音性・防音性の向上に係る工事、断熱性・気密性の向上に係る工事、防犯性の向上に係る工事、照明や給湯器等の高効率化に係る工事、キッズルームの設置に係る工事等 ※居住支援協会毎の補助対象工事は、本事業のホームページで確認してください。

○補助率・補助限度額

補助率 : 1/3
補助限度額: 50万円/戸(他用途から賃貸住宅に用途変更する場合、100万円/戸)